

杉並区

■住宅購入支援

制度名	ホームページ上には掲載条件に該当する制度はありません。
-----	-----------------------------

■家賃助成

制度名	ホームページ上には掲載条件に該当する制度はありません。
-----	-----------------------------

■改修助成	
制度名	住宅修築資金の融資あっせん
URL	http://www2.city.suginami.tokyo.jp/guide/guide.asp?n1=80&n2=200&n3=100
対象	<p>以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <p>■対象となる方</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内に引き続き1年以上住所を有し、区内の自己所有の住宅に居住していること 前年の総所得額が100万円以上で1,200万円未満である方 申し込み時に満20歳以上で、完済時に満70歳未満の方 <p>■対象となる住宅</p> <p>延床面積が165㎡以下である住宅が対象です。 ※ただし、高齢者、障害者が同居する場合は240㎡以下となります。 ※賃貸用住宅の修繕に対する助成もあります。詳しくは、上記URLをご参照ください。 ※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>修繕・増築する場合の資金について、以下の条件で取り扱い金融機関からの融資をあっせんします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資のあっせん額：300万円以内（見積額の範囲内） 返済期間：7年以内（300万円以下の場合） 金利：固定で1.69%（平成22年6月4日時点） <p>※上記は、自己居住用住宅の一般融資（一般利率）の内容を示したものです。 ※改修の内容、世帯を構成する方などにより、融資額限度額や金利などの内容が異なりますので、詳細は上記URLをご参照ください。</p>
申し込み期間など	工事前に申請が必要です。
備考	手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	住宅課 住宅係 03-3312-2111（代）
制度名	高齢者住宅改修給付事業
URL	http://www2.city.suginami.tokyo.jp/guide/guide.asp?n1=40&n2=600&n3=2000
対象	<p>■対象となる方</p> <p>以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の在宅の高齢者で、心身機能の低下により日常生活に支障がある方 介護保険の要支援・要介護認定で「非該当」と判定された方 <p>■対象となる改修</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防給付：手すりの取り付け、洋式便器への取り替え 付帯用具：腰掛便座、入浴補助用具、手すり <p>※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>給付額は、予防給付上限20万円、付帯用具上限10万円です。 ※給付額の1割の自己負担が必要です。</p>
申し込み期間など	特段の定めはありません。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	高齢者住宅支援課 管理係 03-3312-2111（代）

制度名	木造住宅の耐震診断
URL	http://www2.city.suginami.tokyo.jp/guide/guide.asp?n1=80&n2=150&n3=300
対象	<p>■簡易耐震診断の対象となる住宅 昭和56年5月以前に建築された木造住宅等が対象です。</p> <p>■精密診断の対象となる住宅 簡易耐震診断の対象となる要件を満たす住宅等のうち、耐震診断の結果、精密診断が必要と診断された住宅が対象です。 ※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>簡易診断：区に登録している「耐震診断士」を無料で派遣 精密診断：建物の内外を調査し、耐震補強を行うための計画案を提案 精密診断とアドバイス費用のうち、10万円を助成 ※建物の規模に応じて、精密診断費用は異なります。</p>
申し込み期間など	簡易診断は、郵送またはFAXでお申し込みください。精密診断の申し込み用紙等は、簡易診断の結果の報告書と併せて郵送します。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	建築課 耐震改修担当 03-3312-2111（代）
制度名	木造住宅等耐震改修助成
URL	http://www2.city.suginami.tokyo.jp/guide/guide.asp?n1=80&n2=150&n3=400
対象	<p>■対象となる住宅 木造住宅の耐震診断の対象となる要件を満たす住宅等のうち、区の精密診断結果に基づいて耐震改修を計画している建物が対象です。 ※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>耐震改修費用の2分の1（上限50万円。1,000円未満切り捨て）を助成します。 ※ただし、耐震改修後の構造評点が1.0以上の場合には上限を100万円とします。 ※区が指定する特に耐震化を促進する建物や地域に該当している場合は上乘せがあります。</p>
申し込み期間など	工事の契約前、着工前に所定の申請書に關係書類を添えてお申し込みください（工事着工後は、申請できません）
備考	マンションなどの非木造建物などにも助成があります。助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	建築課 耐震改修担当 03-3312-2111（代）

平成22年6月4日時点の情報です。